

平成 26 年度 第 3 回金沢区米軍施設建設・返還跡地利用対策協議会 議事要録

- 1 日 時 平成 26 年 12 月 9 日(火) 午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分
- 2 場 所 金沢区役所 3 階 2・3 号会議室
- 3 出席者 金沢区米軍施設建設・返還跡地利用対策協議会 横井正巳会長ほか委員 13 名
横浜市金沢区 林琢己区長ほか 4 名
横浜市政策局 青木治基地担当理事ほか 2 名
防衛省南関東防衛局 伊藤哲也企画部長ほか 4 名

4 議 事

- (1) 池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）における米軍家族住宅等の建設について

【南関東防衛局企画部長より説明】

緑の保全・改変面積の更なる縮減について、道路・交通問題について、飛び地の早期返還と跡地利用への全面的な協力について、池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）における家族住宅等の整備工程（案）について説明。

（平成 26 年 6 月 4 日に国（防衛省南関東防衛局）から示された「池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）における米軍家族住宅等の基本配置計画案の変更」の補足説明。）

【主な意見要旨】

ア 緑の保全・改変面積の更なる縮減について

- (ア) 戸数が減っているのに、改変面積が減らないのは納得がいかない。
- (イ) トンネルを越えた逗子市域に、既に学校や野球場などの施設があり、171 戸のために新たに作る必要はあるのか。
- (ウ) 「改変面積の更なる縮小は、米側の住宅に関する要求等を踏まえると困難」とあるが、米側の要求を聞くばかりでなく、改変面積を減らしてほしいという地元要望もふまえて米側と交渉すべき。
- (エ) 山を守るために自然林の手入れをしてほしい。

イ 道路・交通問題について

- (ア) 六浦駅前付近は非常に幅員が狭く、現在でも問題である。その上、工事車両の通行、供用後に、新しくゲートができれば、米軍住宅の車両通行が増え、地元にとっては非常に負担。工事前に、県道金沢逗子線の三信住宅入口信号から待従川までの区間を拡幅してほしい。

- (イ) 地元としては、道路問題は非常に重要な問題として追及していきたい。
- (ウ) 国は環境影響評価（アセス）手続きで詳細に検討するというが、概略でもいいので、現時点でのデータを示してもらいたい。
- (エ) 道路対策については、どうやって具体的に拡幅していくか、国は考えを示すべき。
- (オ) 国は、道路問題に関して、地元が何を望んでいるかよく研究して、計画を進めてほしい。

ウ 飛び地の早期返還と跡地利用への全面的な協力について

- (ア) 住宅建設計画の進捗に関わらず、飛び地の跡地利用について、災害が起こった時に、近隣の住民が避難できる場所と、大型の備蓄庫を国に整備してほしい。
- (イ) 貸農園の希望者も多いので、普段は地域が自由に使えるようにするなど、整備するだけでなく、国に管理もしてほしい。
- (ウ) 住宅建設計画とは別に、広域避難場所としても安全に利用できるよう、国は市と調整してほしい。

エ 整備工程について

- (ア) 対策協議会メンバーは地元の説明し理解を得る必要があるため、さらに具体的な住宅整備計画のスケジュール、計画内容、建設計画に関する数値データなどを示して欲しい。
- (イ) 基本設計・実施設計に5年もかかるのは何故か。
- (ウ) 長年かけて、状況が二転三転し、本当にやる気はあるのか疑問に感じている。アセスなどの手続きだけ終えて建設は保留するのではないのか。住宅は池子に本当に必要なものなのか。本当に必要なものなら、もっと一生懸命つくるのではないか。対策協議会のメンバーは地元に対して説明し、意見をまとめる必要があるが、大変困っている。

オ その他

- (ア) 道路の説明に「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101条）に基づき、適切に対応する」また、飛び地の説明に「同法に基づき、民生安定施設として助成することについて検討の上、可能な限り協力したい」とあるが、具体的にどのような対応等をするのか。
- (イ) 本日出た意見や要望がすべてではないことを国は認識していただきたい。今後、地元でも意見集約をしていく。

【まとめ】

ア 今回、国が説明した対応方針の内容は、地元の要望に応じていないので、実質的には対応されないと思われる項目が多い。地元としては納得できない。

イ 地元が納得できない対応方針であるのに、国が環境影響評価などに着手することは、止めなければならない。

国には、我々の地元要望を満足させるような回答をいただきたい。

ウ 協議会としては、地域に少しでも負担のかからないようにしていきたい。

エ 26年6月に国から市あてに意見照会されてから半年が経過しているため、対策協議会として意思表示を行う必要がある。地元が納得できる「国の対応方針」が示されていないので、これまでのような要望書の提出は行わない。

対策協議会として、「国に再説明を求める要望書」を市長あてに提出することとする。提出日、文案の確定は協議会会長に一任とする。

(2) その他

事務連絡

5 資料

(1) 次第

(2) 【資料1】池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）における米軍家族住宅等の基本配置計画案について（要望）（平成23年11月10日）

(3) 【資料2】池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）における米軍家族住宅等の基本配置計画案の変更について（平成26年6月 南関東防衛局）

(4) 池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）における家族住宅等建設に係る地元要望への対応方針（平成26年12月 南関東防衛局）

以上